

2025年12月2日
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社

各位

「責任ある機関投資家としての議決権行使の考え方」の改定について

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（代表取締役社長：小林隆宏）は、2026年1月株主総会から適用する「責任ある機関投資家としての議決権行使（国内株式）の考え方」を改定しました。

今回の議決権行使ガイドラインの主な改定内容は下記の通りです。改定の主なポイントは、女性役員選任基準について、今後の厳格化の方針を明記したこと、業績連動型ではない株式報酬制度・株式報酬型ストックオプションの付与対象者について、社外取締役を原則反対の対象から除外し、監査等委員である取締役について例外基準を設けたことです。

改定内容は下記の通りです。

変更項目	改定内容
取締役会の構成、取締役の選任	<ul style="list-style-type: none">女性役員の選任基準について、今後厳格化するとともに、社内人材の登用に向けた施策の推進を積極的に評価する方向性を記載政策保有株式の「過大」保有水準について、純資産比20%以上と具体的な数値で明示するとともに、将来的にはTOPIX構成銘柄全体の上位10%タイル水準の推移を参考に5%幅で基準値を調整する方針を追加（相対基準の考え方は変更無し）
業績連動報酬、株式報酬、ストックオプション	<ul style="list-style-type: none">業績連動型ではない株式報酬制度・株式報酬型ストックオプションの付与対象者について、社外取締役を原則反対の対象から除外し、監査等委員である取締役について例外基準を設置

詳しくは、以下サイトをご参照ください。

<https://www.smtam.jp/company/policy/voting/>

以上